

医療 DX 推進体制加算に係る掲示について

当院では、医療 DX 推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

- ① オンライン請求を行っています。
- ② オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ③ 電子資格確認をして取得した診療情報を診察室で閲覧又は、活用できる体制を有しています。
- ④ 電子処方箋の発行を行っています。（※整備中）
- ⑤ 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、当該サービスの対応予定です。
- ⑥ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、お声掛け・ポスター掲示を行っています。
- ⑦ 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診察を実施する為の十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示しています。

上記の体制により、令和 6 年 6 月の診療報酬改正に伴い、初診料の算定時に医療 DX 推進体制整備加算を月 1 回に限り 8 点を算定します。